

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ツインバード			コード	6897
提出日	2026/5/7	異動（予定）日	2026/5/27		
独立役員届出書の提出理由	2026年5月27日に開催予定の定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されているため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	田中 通泰	社外取締役	○													○		有
2	加藤 善孝	社外取締役	○								△							有
3	大田 陸介	社外取締役	○													○		有
4	富山 栄子	社外取締役	○													○	新任	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません	企業経営者としての豊富な経験、知識、並びに企業経営に関する高い知見を有しており、当社経営における重要な意思決定と業務執行の監督、助言を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は独立した立場から監督することが可能であり、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	社外取締役の加藤善孝氏は、当社の監査業務をおこなっていただきました「優成監査法人（現 太陽有限責任監査法人）」の代表社員でありましたが、2017年6月に退任しております。その後は社外取締役という以外には当社との関係はなく、独立性に影響を与える恐れはないものと考えます。	公認会計士として、財務・会計面で高い専門性を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行できるものと判断し、外取締役に選任しております。同氏は、独立した立場から監督することが可能であり、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません	弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は独立した立場から監督することが可能であり、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当事項はありません	大学教授として経済・経営に関する豊富な研究実績と高い見識を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任することといたしました。また、同氏は独立した立場から監督することが可能であり、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定することといたしました。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。